

議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県議会議長 尾身 孝昭

新潟県議会規程第1号

議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

第1条 議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年新潟県議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前		
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿 (略)</p> <table border="1"><tr><td><p>(略)</p><ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 個人番号<input type="checkbox"/> 識別番号・記号（個人番号を除く。）<input type="checkbox"/> 氏名<input type="checkbox"/> 性別<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日<input type="checkbox"/> 住所・電話番号<input type="checkbox"/> 本籍・国籍<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></td></tr></table>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 個人番号<input type="checkbox"/> 識別番号・記号（個人番号を除く。）<input type="checkbox"/> 氏名<input type="checkbox"/> 性別<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日<input type="checkbox"/> 住所・電話番号<input type="checkbox"/> 本籍・国籍<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>	<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿 (略)</p> <table border="1"><tr><td><p>(略)</p><ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 識別番号・記号<input type="checkbox"/> 氏名<input type="checkbox"/> 性別<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日<input type="checkbox"/> 住所・電話番号<input type="checkbox"/> 本籍・国籍<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></td></tr></table>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 識別番号・記号<input type="checkbox"/> 氏名<input type="checkbox"/> 性別<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日<input type="checkbox"/> 住所・電話番号<input type="checkbox"/> 本籍・国籍<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 個人番号<input type="checkbox"/> 識別番号・記号（個人番号を除く。）<input type="checkbox"/> 氏名<input type="checkbox"/> 性別<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日<input type="checkbox"/> 住所・電話番号<input type="checkbox"/> 本籍・国籍<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>			
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 識別番号・記号<input type="checkbox"/> 氏名<input type="checkbox"/> 性別<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日<input type="checkbox"/> 住所・電話番号<input type="checkbox"/> 本籍・国籍<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>			

第2条 議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（本人等であることを証明するために必要な書類）</p> <p>第4条 条例第16条第2項（条例第28条第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 本人が請求する場合 <u>運転免許証、旅券、個人番号カード</u>その他これらに類する書類として議長が認めるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>本人に代わって当該本人の委任による代理人（法人を除く。）が請求する場合</u> <u>次に掲げる書類</u></p> <p><u>ア 当該代理人に係る第1号に定める書類</u></p> <p><u>イ 本人の記名及び押印がある委任状</u></p>	<p>（本人等であることを証明するために必要な書類）</p> <p>第4条 条例第16条第2項（条例第28条第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として議長が認めるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

ウ 委任状に押印した本人の印鑑に係る印鑑証明書

(5) 本人に代わって当該本人の委任による代理人(法人に限る。)が請求する場合 次に掲げる書類

ア 当該法人の代表者に係る第1号に定める書類

イ 開示請求書等に押印した代表者印に係る印鑑証明書

ウ 当該法人の登記事項証明書

エ 前号イ及びウに定める書類

(送付による開示請求書等の提出)

第5条 開示請求書等を議会に送付して条例第15条第1項の規定による開示請求、条例第27条第1項の規定による訂正請求又は条例第33条第1項若しくは第33条の2第1項の規定による利用停止請求をする場合には、これらの請求をしようとする者は、前条の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 本人に代わって当該本人の委任による代理人(法人を除く。)が請求する場合 次に掲げる書類

ア 前条第4号アに定める書類のうち2種類のものを複写機を用いて複写したもの

イ 前条第4号イ及びウに定める書類

(5) 本人に代わって当該本人の委任による代理人(法人に限る。)が請求する場合 次に掲げる書類

ア 前条第5号アに定める書類のうち2種類のものを複写機を用いて複写したもの

イ 前条第5号イからエまでに定める書類

(代理人の資格喪失の届出)

第6条 条例第15条第2項の規定により開示請求をした代理人は、条例第21条第2項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を議長に届け出なければならない。条例第24条第1項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

2 (略)

3 第1項前段の規定は、条例第33条第2項(条例第33条の2第2項において準用する場合を含む。)において準用する条例第15条第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第1項中「第21条第2項」とあるのは、「第36条第2項」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定による届出があったときは、当該代理人の行った開示請求、訂正請求又は利用停止

(送付による開示請求書等の提出)

第5条 開示請求書等を議会に送付して条例第15条第1項の規定による開示請求、条例第27条第1項の規定による訂正請求又は条例第33条第1項の規定による利用停止請求をする場合には、これらの請求をしようとする者は、前条の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(法定代理人の資格喪失の届出)

第6条 条例第15条第2項の規定により開示請求をした法定代理人は、条例第21条第2項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を議長に届け出なければならない。条例第24条第1項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

2 (略)

3 第1項前段の規定は、条例第33条第2項において準用する条例第15条第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第1項中「第21条第2項」とあるのは、「第36条第2項」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定による届出があったときは、当該法定代理人の行った開示請求、訂正請求又は利用

請求は、取り下げられたものとみなす。

(保有個人情報の開示の実施等)

第9条 (略)

2 条例第24条第2項に規定する実施機関が定める手続は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続とする。

(1) (略)

(2) 文書の写し等を郵送して開示する場合

ア 本人又は代理人 (法人を除く。)の開示請求に基づき開示するとき。第4条第1号、第2号ア若しくは第4号アに定める書類のうち住所が記載されているものを複写機を用いて複写したもの、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書 (住所が記載されているものに限る。)に記載された住所が開示を受ける者の真正な住所であることを確認した上、当該住所に郵送する手続

イ 代理人 (法人に限る。)の開示請求に基づき開示するとき。第4条第3号イからエまで又は第5号イ及びウに定める書類のうち当該法人の事務所の所在地が記載されているものを複写機を用いて複写したものに記載された事務所の所在地が開示を受ける法人の事務所の真正な所在地であることを確認した上、当該所在地に郵送する手続

3・4 (略)

第2号様式 (第3条関係)

保有個人情報開示請求書

(略)

代理人である法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印

(略)

<代理人記載欄>この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人
--------	---

(略)

注 1 「代理人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 「代理人の区分」欄の「3 本人の委任による代理人」が請求できるのは、保有特定個人情報の開示に限ります。

(略)

停止請求は、取り下げられたものとみなす。

(保有個人情報の開示の実施等)

第9条 (略)

2 条例第24条第2項に規定する実施機関が定める手続は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続とする。

(1) (略)

(2) 文書の写し等を郵送して開示する場合

ア 本人又は法定代理人 (法人を除く。)の開示請求に基づき開示するとき。第4条第1号若しくは第2号アに定める書類のうち住所が記載されているものを複写機を用いて複写したもの、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書 (住所が記載されているものに限る。)に記載された住所が開示を受ける者の真正な住所であることを確認した上、当該住所に郵送する手続

イ 法定代理人 (法人に限る。)の開示請求に基づき開示するとき。第4条第3号イからエまでに定める書類のうち当該法人の事務所の所在地が記載されているものを複写機を用いて複写したものに記載された事務所の所在地が開示を受ける法人の事務所の真正な所在地であることを確認した上、当該所在地に郵送する手続

3・4 (略)

第2号様式 (第3条関係)

保有個人情報開示請求書

(略)

法定代理人である法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印

(略)

<法定代理人記載欄>この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の区分	1 未成年者 2 成年被後見人
-------	-----------------

(略)

注 「本人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

(略)

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状及び委任状に押印した 本人の印鑑に係る印鑑証明書
	(略)
(略)	

第4号様式 (第14条関係)

保有個人情報訂正請求書

(略)

〔代理人である法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名及び法人
の代表者印〕

(略)

<代理人記載欄>この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人
(略)	

注 1 「代理人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 「代理人の区分」欄の「3 本人の委任による代理人」が請求できるのは、保有特定個人情報の訂正に限ります。

(略)

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状及び委任状に押印した 本人の印鑑に係る印鑑証明書
	(略)
(略)	

第5号様式 (第15条関係)

保有個人情報利用停止請求書

(略)

〔代理人である法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名及び法人
の代表者印〕

(略)

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書
	(略)
(略)	

第4号様式 (第14条関係)

保有個人情報訂正請求書

(略)

〔法定代理人である法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名及び
法人の代表者印〕

(略)

<法定代理人記載欄>この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の区分	1 未成年者 2 成年被後見人
(略)	

注 「本人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

(略)

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 成年後見人の登記事項証明書
	(略)
(略)	

第5号様式 (第15条関係)

保有個人情報利用停止請求書

(略)

〔法定代理人である法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名及び
法人の代表者印〕

(略)

